

引上げ分の地方消費税交付金が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

消費税率の引上げは、今後も増加が見込まれる「社会保障4経費その他社会保障施策」の財源とするためのものです。地方消費税交付金のうち、消費税率の引上げに係る収入については、以下の経費に充当します。

単位：千円

1. 平成30年度地方消費税交付金収入見込	総額	一般財源分	社会保障財源分
	6,400,000	3,760,000	2,640,000 ^①

2. 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳			
		特定財源		一般財源	
		国・県支出金	その他	<地方消費税(交付金)引上げ分充当>	
社会福祉	社会福祉	453,465	70,321	6,124	377,020
	障害者福祉	11,101,746	7,632,644	53,632	3,415,470
	高齢者福祉	1,043,190	6,308	50,105	986,777
	児童福祉	16,879,583	7,854,690	1,727,281	7,297,612
	母子福祉	1,719,237	604,923	6,001	1,108,313
	生活保護	13,153,553	9,499,179	88,940	3,565,434
	小計	44,350,774	25,668,065	1,932,083	16,750,626
社会保険	介護保険	4,295,768	51,535	0	4,244,233
	国民健康保険	2,298,238	1,467,750	0	830,488
	後期高齢者医療	4,368,759	588,609	0	3,780,150
	小計	10,962,765	2,107,894	0	8,854,871
保健衛生	医療	398,126	0	170,734	227,392
	病院	452,840	0	0	452,840
	疾病予防対策	2,688,013	212,000	53,876	2,422,137
	小計	3,538,979	212,000	224,610	3,102,369
合計	58,852,518	27,987,959	2,156,693	28,707,866 ^②	

対象経費の一般財源総額^②28,707,866千円のうち、消費税率引上げ分^①2,640,000千円を充当します。(対象経費には、事務職員人件費等充てられない経費を除いています。)

(注)

「社会福祉」とは、「生計の困難な者や心身に障害のある者に対して必要な援助を行う等国民の生存権を確保することによって、国民生活の内容を豊かならしめること」を意味し、具体的には、生活保護・児童福祉・母子福祉・高齢者福祉・障害者福祉(身体障害者福祉・知的障害者福祉・精神障害者福祉)などです。

「社会保険」とは、「保険的方法によって社会保障を行う制度の総称」ですが、法令に基づき実施される「強制保険」的な制度を意味し、具体的には、国民健康保険・介護保険・年金などです。

「保健衛生」とは、「国民の健康を保つための施策」を意味し、具体的には、医療に係る施策・感染症その他の疾病の予防対策・健康増進対策などです。